

政治家の寄附は禁止！

贈らない・求めない・受け取らない

有権者が寄附を求めてもいけません



政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると処罰されます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

問合せ先 基山町選挙管理委員会事務局（総務企画課内） ☎92-7915

政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので注意してください。

■ 禁止されている寄附（例）

- ・病気見舞い
- ・入学祝、卒業祝
- ・葬式の花輪、供花
- ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります）
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・お中元、お歳暮
- ・落成式、開店祝の花輪



政治家の関係会社などからの寄附禁止

政治家が役員・構成員である会社や団体が選挙区内にある人に対し、政治家の名前を表示して行う寄附や政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

「時候のあいさつ」などにも制限があります

政治家が選挙区内にある人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある人にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が選挙区内の人に行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「政治団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう！



有料広告

品川内科クリニック

- ◆ 東明館中学校学校医
- ◆ 久留米大学医学部非常勤講師

◆ 診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	●	●

土曜は
12:30まで
診療

◆ 診療科目：
内科、消化器内科、小児科

- ・胃カメラ
- ・高血圧・糖尿病
- ・各種健診

◆ 休診日：
土曜日午後、日曜日、祝日

お問合せ

☎0942-85-8334

〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘5丁目222番地

<http://www.shinagawa-c.com>

投票は 午前7時から午後8時まで



問 基山町選挙管理委員会事務局（総務企画課内） ☎92-7915

期日前投票について

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない人は、期日前投票をすることができます。役場が閉庁となる土・日曜日にも受け付けます。

■期間 佐賀県議会議員選挙：3月30日（土）～4月6日（土） ■時間 午前8時30分～午後8時
基山町議会議員選挙：4月17日（水）～4月20日（土） ■場所 基山町役場 1階ロビー

郵便等による不在者投票、指定病院・老人ホーム等での不在者投票について

仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

■郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある次の人は自宅で郵便等による不在者投票ができます

- ①身体障害者手帳の交付を受けた人で
 - ・両下肢等の障害の程度が1級又は2級の人
 - ・内臓機能の障害の程度が1級又は3級の人
 - ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けた人で
 - ・両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
 - ・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
 - ・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
- ③介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載してある人

また、同制度に該当する人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級（特別項症から第2項症）の人は、代理記載制度を利用することができます。ただし、これらの制度を利用するためには事前の申請が必要です。

■指定病院・老人ホーム等での不在者投票

対 象 者：都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人

投票方法：不在者投票をしようとする選挙人は、投票用紙を選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長又は代理人が選挙の期日の前日までに請求します。投票用紙が届いたら、指定病院等で不在者投票を行うか、現に所在する地の市町村の選挙管理委員会では不在者投票をします。



行政書士吉田法務事務所

- 建設業許可申請
- 運送業許可申請
- 起業、許認可相談
- 相続・遺言相談
- 外国人就労相談
- 各種法人設立
- 農地転用許可申請
- 在留許可申請

〒841-0204 三養基郡基山町宮浦 486-153（9：00～19：00 日祝日休み）

お気軽にお問合せください！ TEL:0942-92-7067 <http://saga.blue>

みんなで投票に行こう！

統一地方選挙

・佐賀県議会議員選挙
・基山町議会議員選挙



投票日

佐賀県議会議員選挙：4月7日(日) 3月29日(金)告示

基山町議会議員選挙：4月21日(日) 4月16日(火)告示

平成27年に選挙された佐賀県議会議員と基山町議会議員の任期満了によるもので、佐賀県議会議員（三養基郡定数2名）及び基山町議会議員（定数13名）を選出する選挙が行われます。統一地方選挙は、臨時特例法により3月1日から5月31日までの間に任期が満了する地方選挙の期日を統一して行い、住民の選挙に対する関心を高め、自治意識の向上を図る目的があり、今回の選挙は第19回目の統一地方選挙となります。

今回の選挙で投票できる人(①～③の条件を満たす者)

■佐賀県議会議員選挙

- ①満18歳以上(平成13年4月8日以前の出生)の者
- ②平成30年12月28日以前から引き続き3ヶ月以上基山町の住民基本台帳に登録されている者
- ③選挙人名簿に登録されている者

※条件を満たす方であっても、平成31年4月7日までに本町から県外に転出した方は(入場券が郵送されてきても)投票できません。ただし、引き続き県内に転出した方については、「引き続き佐賀県内に住所を有する旨の証明」があれば本町で投票できる場合があります。

※平成30年12月29日以降に転入された方は投票できません。ただし、引き続き県内から転入された方は、「引き続き佐賀県内に住所を有する旨の証明」があれば前住所地で投票できる場合があります。

■基山町議会議員選挙

- ①満18歳以上(平成13年4月22日以前の出生)の者
- ②平成31年1月15日以前から引き続き3ヶ月以上基山町の住民基本台帳に登録されている者
- ③選挙人名簿に登録されている者

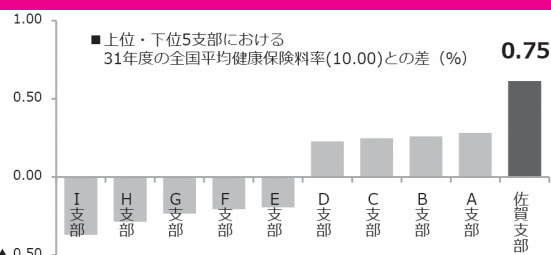
※条件を満たす方であっても4月21日までに転出された方は投票できません。

協会けんぽ佐賀支部の健康保険料率は全国で1番高い！

平成31年3月分(4月納付分)から変更となります。

10.61%	健康保険料率 引上げ	10.75%
1.57%	介護保険料率 引下げ	1.73%

※任意継続被保険者の方は、平成31年4月分(4月納付分)からとなります。
※40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。



健康保険料率について詳しく ▶ 協会けんぽ 保険料率 検索



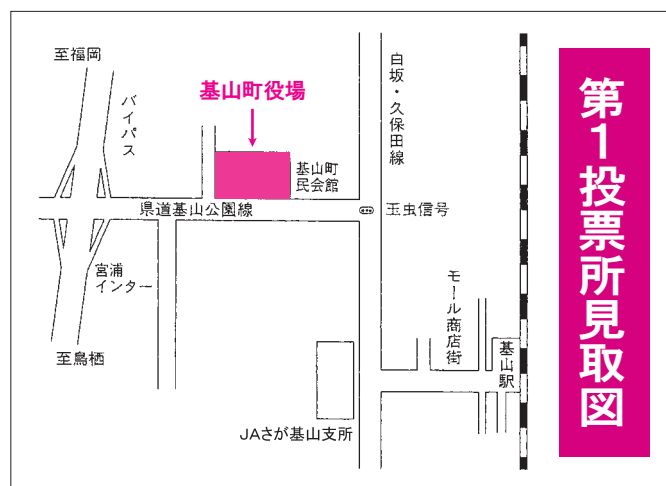
投票所はご存じですか？

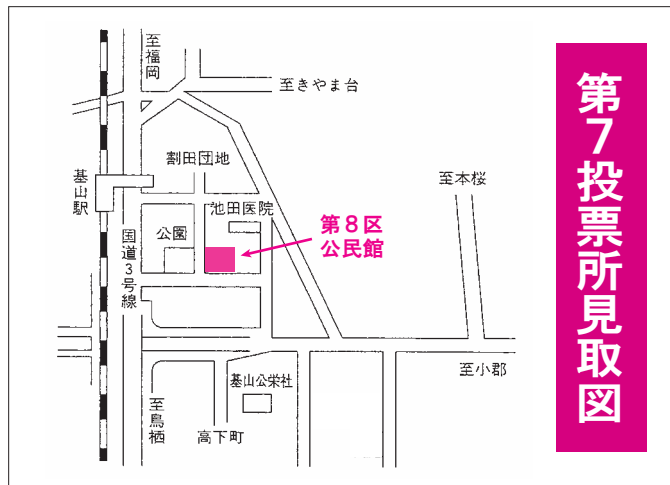
投票は次の場所で**午前7時から午後8時まで**行われます

問 基山町選挙管理委員会事務局（総務企画課内） ☎92-7915

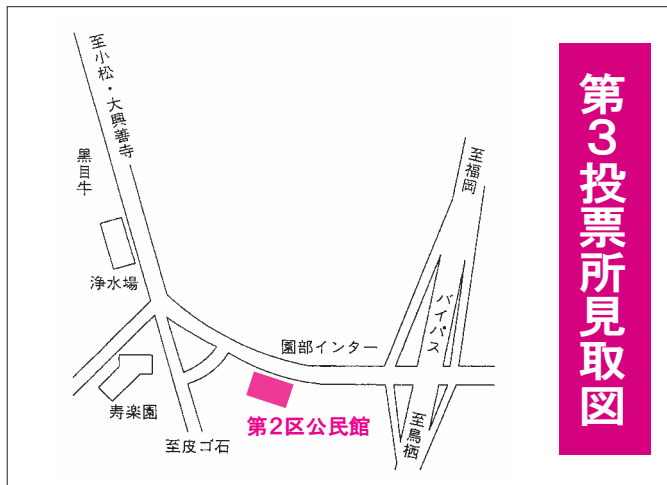
入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小体育館	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	第9区公民館	9区

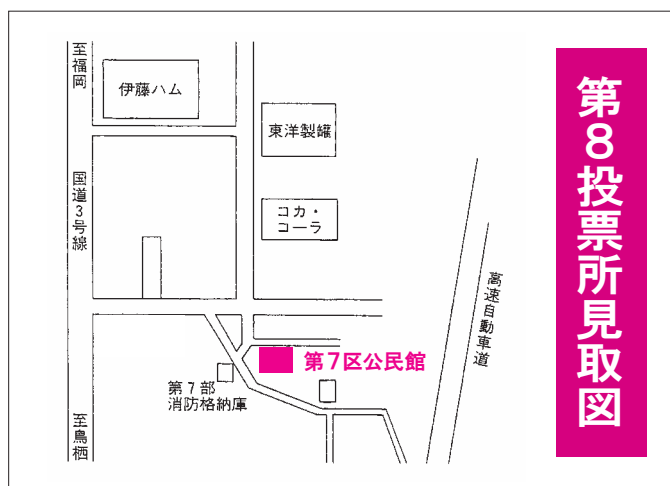




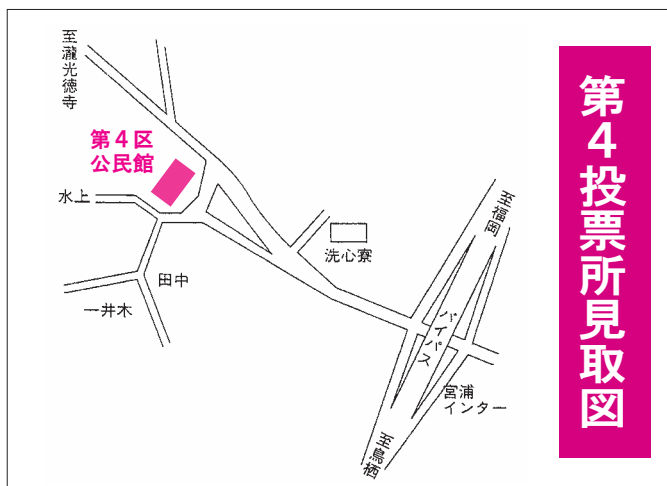
第7投票所見取図



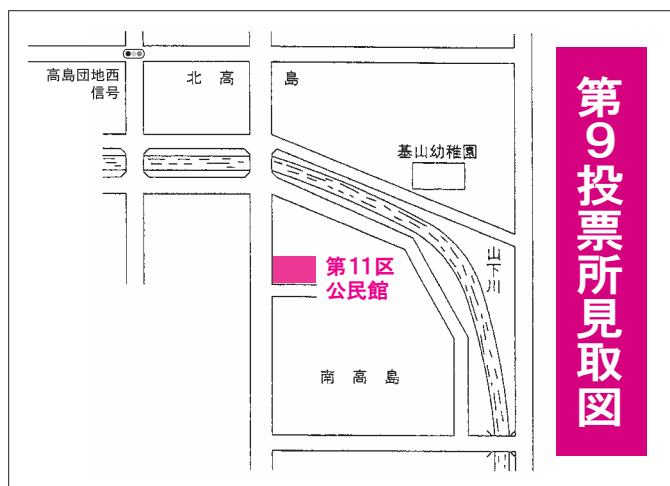
第3投票所見取図



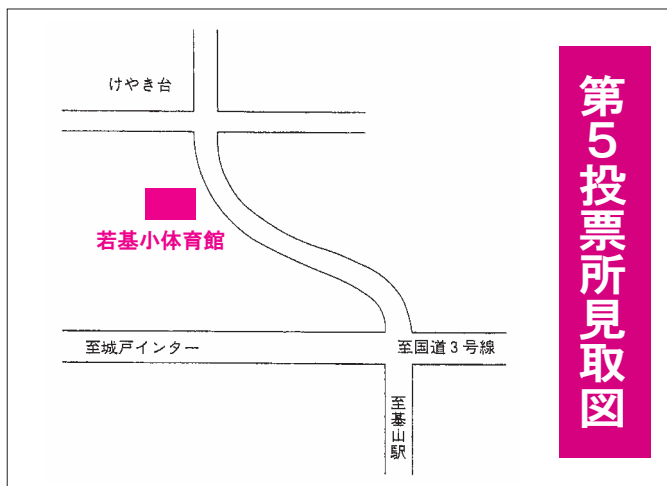
第8投票所見取図



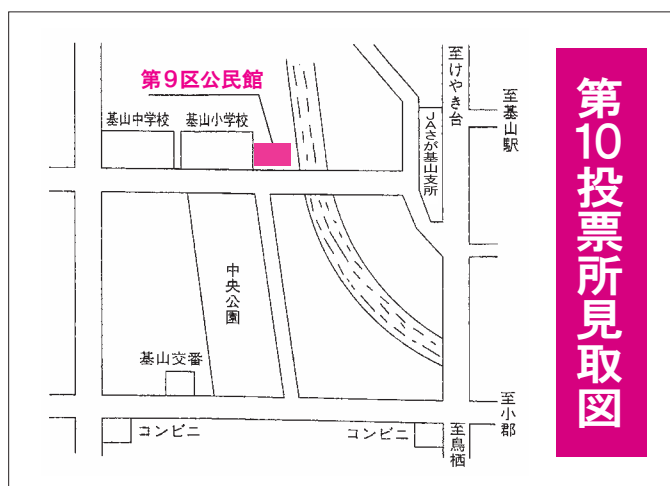
第4投票所見取図



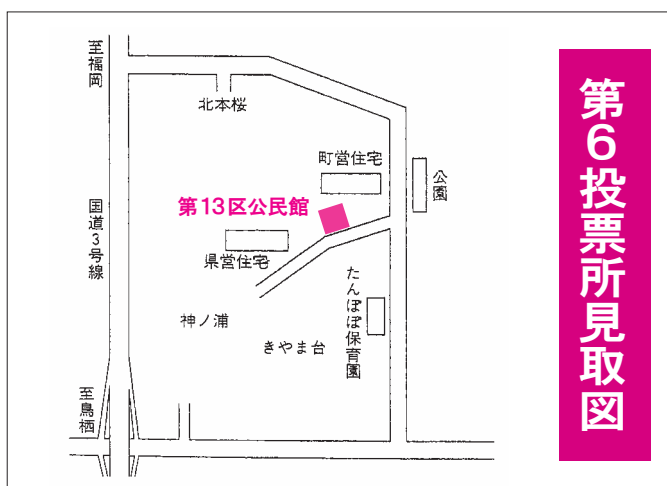
第9投票所見取図



第5投票所見取図



第10投票所見取図



第6投票所見取図